資料 2-3

江東区協働事業提案制度の見直しについて

令和４年９月

江東区

目次

１　協働事業提案制度とは 2

１－１　経緯 2

１－２　位置づけ 3

２　現状と課題 4

３　見直し後の提案制度 6

３－１　目的 6

３－２　提案団体の要件 6

３－３　募集内容 7

３－４　提案制度による事業実施期間 7

３－５　スケジュール及び流れ 8

３－６　採択数 16

３－７　選考基準 16

３－８　予算及び区負担経費 17

３－９　事業評価 17

４　今後の課題 18

５　参考資料 19

１　協働事業提案制度の件数推移 19

２　江東区協働事業提案制度採択事業一覧 20

３　令和５年度の提案制度 23

４　名簿 25

５　要綱 28

６　会議開催経緯 34

１　協働事業提案制度とは

１－１　経緯

地域貢献活動団体等の専門性、機動性を効果的に行政サービスに取り入れ協働を推進するとともに、団体へ活動の場を提供することによって団体の育成及び活動の活性化を図るため、職員の意識啓発の一環として、平成２２年度から令和４年度までの間、江東区協働事業提案制度（以下「提案制度」とします。）を実施してきました。

提案内容は、団体の専門性、独自性を活かした自由な発想による事業提案である「自由提案」と、区が提起した課題に対する、団体の専門性、ノウハウを活かした事業提案である「課題提案」とし、４月から８月までの間に、説明会から提案事業の募集、学識経験者、公募区民等から構成される江東区区民協働推進会議（以下「推進会議」とします。）による一次審査（書面審査）、二次審査（プレゼンテーション）を行ってきました。

平成２７年度には、提案制度の見直しについて検討する江東区協働事業提案制度見直し検討ワーキンググループを推進会議の中に設置しました。ここでは、次の項目について見直しを図りました。

(1) スケジュールの変更	事前相談、事前協議を導入
(2) 実施期間	原則１年とし、２年の提案も可
(3) 協働の理解 (4) 事業効果・目的 (5) 実現性　再委託の制限	提案前の事前協議において、区・団体双方に協働の理解を図る。 協働事業提案制度によらない協働事業を実施できるよう調整していく。
(6) 経費の妥当性	人件費、委託料の構成割合に上限を設定 報償費の基準単価の設定
(7) 審査の透明性　審査基準（点数）の公開	審査基準を再定義するとともに、最低点を設定

平成２８年度からは、上記の見直しを踏まえて提案制度を継続してきました。

令和２年度は新型コロナウイルスの影響により事業の募集を中止しましたが、令和４年度までに５９事業が提案され、１９事業が採択、１７事業が実施されました。（参考資料１協働事業提案制度の件数推移、２　江東区協働事業提案制度採択事業一覧参照）

１－２　位置づけ

江東区長期計画（令和２年度から令和１１年度）においては、計画推進の視点の３点の１つ目として「１協働の視点に立った課題解決」が挙げられています。

また、計画の実現に向けて、「実現１　開かれた区政と区民の参画・協働の実現」が掲げられており、「協働事業提案制度」等により協働の取組を進めています。

「協働事業提案制度」における事業提案件数及び採択件数は、計画の実現にかかる「現状・取組状況」の指標として位置づけられています。

２　現状と課題

制度開始から１０年以上が経過し、ここ数年は提案数の減少、提案団体の同質化が見られること、採択された事業が継続されないことなどを踏まえ、令和３年６月に職員及び提案制度で採択された団体双方にアンケートを実施しました。

アンケートにより整理した提案制度の課題は、区と団体との間において十分な協議が図られないまま採択されてしまうこと、職員の負担感が大きいこと、公平性の担保が図られていないこと、団体、区双方の指南役、相談役が不足していることなど、協働事業を推進するための環境整備が不十分であることのほか、事業の継続性がないことが挙げられました。

これらのアンケート結果を踏まえ、提案制度の見直しを進めるため、令和３年９月に部長級職員１４名で構成される江東区協働推進検討委員会（以下「検討委員会」とします。）及び検討委員会の実務検討主体として課長級職員１５名で構成される江東区協働推進検討委員会幹事会（以下「幹事会」とします。）を立ち上げました。これらの庁内会議のほか、推進会議においても検討しました。

アンケートの結果及び検討委員会、幹事会、推進会議における検討により、提案制度の検討事項は次の内容となりました。

課題項目（大）	課題項目（中）	検討事項
協働事業を推進するための環境整備	十分な協議が図られないまま採択される。	・募集から採択までのスケジュール、流れの見直し
		・推進会議の役割（審査、評価のあり方）
		・提案事業の選考基準の見直し、選考過程、結果の開示のあり方の検討
	職員の負担感が大きい	・職員の意識啓発の検討
	公平性の担保	・提案できる団体の要件や事業の基準の見直し
	指南役・相談役の不足	・団体、区双方のコーディネート機能の検討
		・区側に事業提案をしたときに理解を得られなかった場合の対応
事業の継続性		・継続性の定義
		・協働事業として採択された事業の事業期間の設定の見直し
		・事業１件当たりの事業費上限の設定の見直し
		・協働事業の予算の立て方の見直し

		・協働事業終了後の提案団体の財源確保等、財政面での支援のあり方の検討
その他		・提案制度の継続の必要性について
		・提案制度の目的について
		・協働事業の相手又は提案制度の提案団体の範囲の整理
		・自由提案と課題提案の類別の必要性

これらの検討課題を踏まえ、提案制度を見直し、令和５年度から実施します。

３　見直し後の提案制度

３－１　目的

様々な地域課題の解決に地域貢献活動団体の柔軟で先駆的な発想や専門性を公共サービスに取り入れ、制度を通して、区内の地域貢献活動団体等の活動の活性化に寄与することを目的とします。

３－２　提案団体の要件

提案できる団体は、次の要件をすべて満たすこととします。

(1)　区内で１年以上公益活動を行い、５人以上の会員で組織されている団体で、提案事業を適正に遂行できる能力があること。

(2)　組織の運営に関する規則（規約、会則等）、構成員の名簿を備えていること。

(3)　予算・決算を適正に行っていること。

(4)　団体責任者及び事業の連絡責任者が特定できること。

(5)　事業終了後の実績、成果、収支報告ができること。

(6)　宗教活動、政治活動を主たる目的とした団体でないこと。

(7)　特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。

(8)　暴力団又は暴力団の構成員の統制下にある団体でないこと。

(9)　提案時点で区と提案制度による協働を実施していないこと。

団体の例

ＮＰＯ法人、ボランティア団体、町会・自治会、公益団体、

事業者（営利を目的としない社会貢献活動を行う場合）

３－３　募集内容

団体の専門性、独自性を活かした自由な発想により、地域課題を解決する事業（自由提案）又は 区が提起した課題に対する、団体の専門性、ノウハウを活かし、区とともに実施する事業提案（課題提案）を募集します。

事業の要件は、次のとおりとします。

(1) 公益的・社会貢献的事業で、地域課題や社会的課題の解決を図るために、区と協働で取り組むことによる相乗効果が期待できるもの。

(2) 具体的効果又は成果により、区民満足度の向上を図ることができるものであること。

(3) 区と団体の協議の結果、協働の役割分担が明確かつ妥当であること。

(4) 地域特性を考慮し、課題解決のための新たな視点を持ったものであること。

(5) 団体の活動目的に合ったものであり、団体の実績、特性、主体性を活かし、実施できるものであること。

次の事業は、対象外とします。

(1) 営利を目的とする事業

(2) 学術的な研究を目的とした事業

(3) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業

(4) 特定地区の住民の交流事業等、親睦会的な事業

(5) 宗教活動、政治活動を目的とした事業

(6) 区への一方的な要望や政策提案にすぎないもの。

(7) 国、地方公共団体及びそれら外郭団体から助成を受けている事業又は受ける予定がある事業

３－４　提案制度による事業実施期間

提案制度により区が事業費を負担する期間は２年度を上限とし、提案内容により決定します。３年度目以降は、事業の主管課において予算化するか、団体が財源を確保して実施していくこととします。

３－５　スケジュール及び流れ

１　周知（２月～３月）

提案を予定している団体に対し、当該年度の採択スケジュール、提出資料等について周知する。

２　自由提案の流れ

(1)　相談（随時）

・提案制度を検討する団体は、中間支援組織に相談する。

・相談は随時可能とする。

・中間支援組織は、提案団体が要件を満たしている場合は団体に提案書を作成させ、その後地域振興部につなぐ。

・その他の場合については、他制度の案内や別の組織につなぐなど、必要な対応を行う。

(2) 調整・提案（仮審査用）（相談後随時）

・地域振興部は、中間支援組織によりつながれた団体の提案について、主たる所管課を特定する。

・地域振興部は、所管課、団体の３者で事前の確認を行い、団体は提案書を、所管課は意見書を地域振興部に提出する。

(3) 仮審査（事業スクリーニング）

団体から提出された提案書及び所管課からの意見書により、推進会議が提案事業の仮審査を行う。仮審査は、提案書受付後の直近の推進会議において実施する。

(4) 協議

・地域振興部は、仮審査を通過した提案について、提案団体、所管課の調整を行い、３者で提案事業にかかる協議を十分に行う。

・十分な協議、調整の結果、提案団体及び所管課が提案制度による取組が困難と判断する場合は、協議を終了する。

・引き続き協議をする場合は、提案に向けた事業計画、予算について整理していく。

(5) 提案（本審査用）（７月中旬）

団体は、区との十分な協議の上、所管課を通じて提案書を地域振興部に提出する。

(6) 本審査・報告（８月下旬）

・書面及びプレゼンテーションにより総合的に審査を行う。

・プレゼンテーションは、団体及び所管課が実施し、審査は推進会議委員が行う。推進会議委員は、審査基準に基づき採点を行うほか、提案事業実施に向けた助言を行うこととする。

・仮審査を通過した提案事業のうち、提案制度による取組が困難と判断したものについては、地域振興部が調整の経緯、協議を終了した理由等を推進会議に報告する。

(7) 採択事業の決定・審査結果の公表（９月～）

・選考結果について区長まで報告し、区長が採択事業を決定する。

・推進会議による本審査の採点結果及び助言内容は、採択事業については公表し、不採択事業は団体及び所管課に開示する。

【自由提案の流れ】

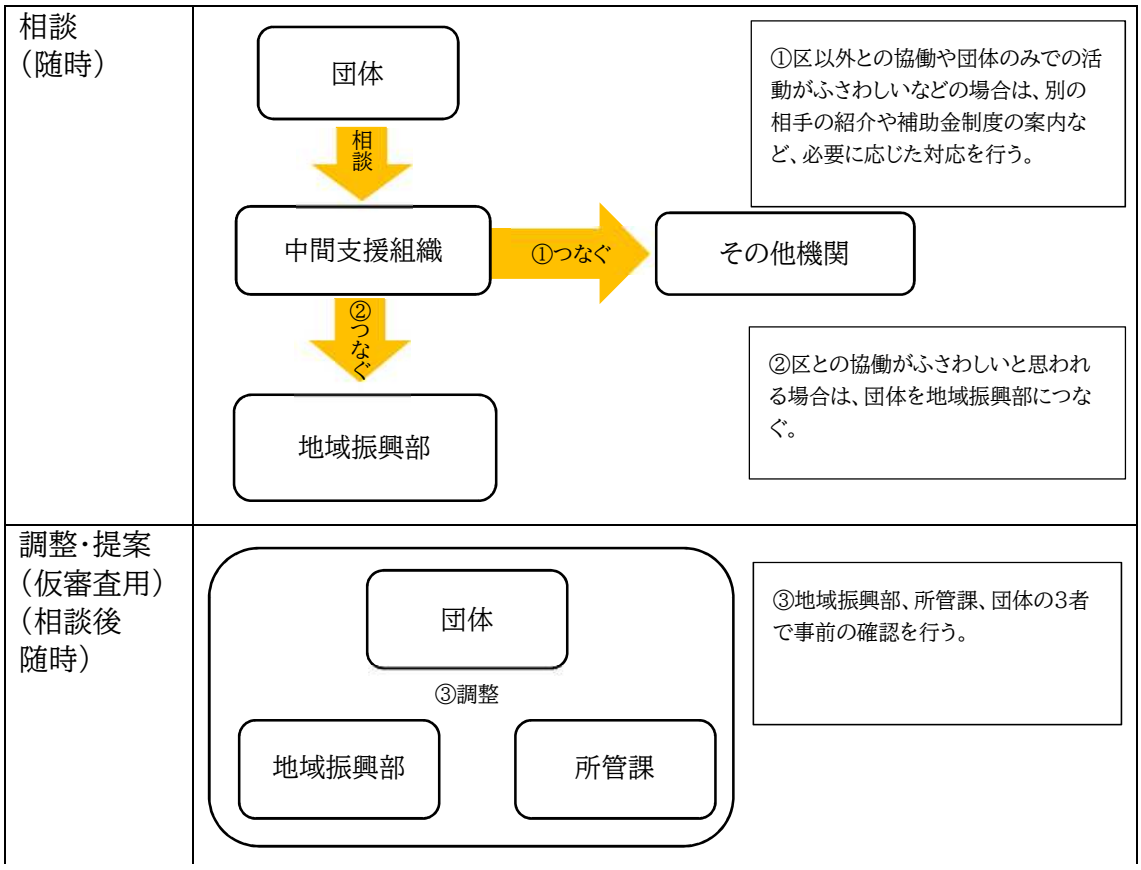

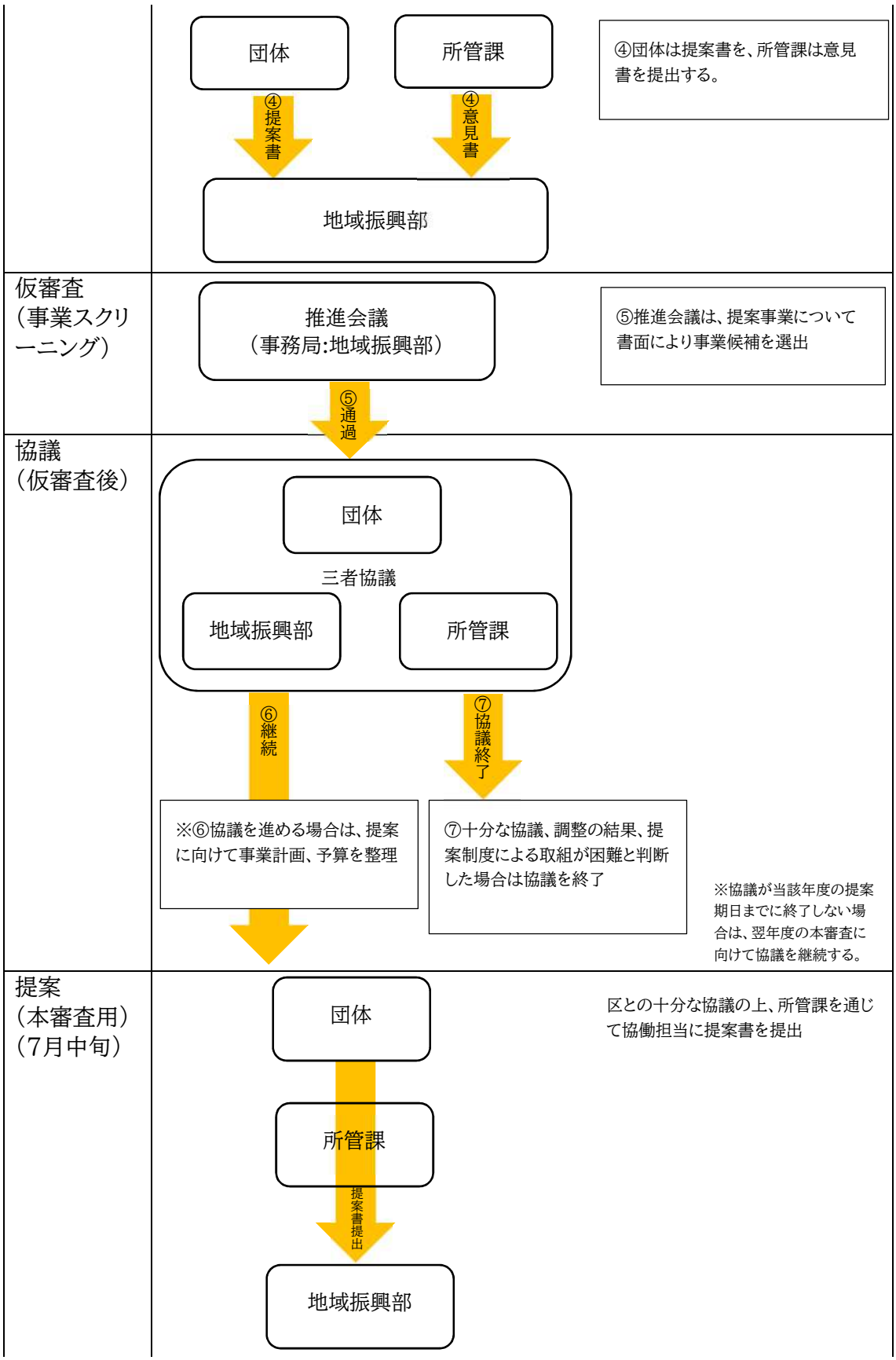
団体
所管課
④団体は提案書を、所管課は意見書を提出する。
④提案書
④意見書
地域振興部
仮審査
（事業スクリーニング）
推進会議
（事務局:地域振興部）
⑤推進会議は、提案事業について書面により事業候補を選出
⑤通過
協議
（仮審査後）
団体
三者協議
地域振興部
所管課
⑥継続
⑦協議終了
※⑥協議を進める場合は、提案に向けて事業計画、予算を整理
⑦十分な協議、調整の結果、提案制度による取組が困難と判断した場合は協議を終了
※協議が当該年度の提案期日までに終了しない場合は、翌年度の本審査に向けて協議を継続する。
提案
（本審査用）
（7月中旬）
団体
区との十分な協議の上、所管課を通じて協働担当に提案書を提出
所管課
提案書提出
地域振興部

<table>
<tr><td>本審査・
報告
（8 月下旬）</td><td> 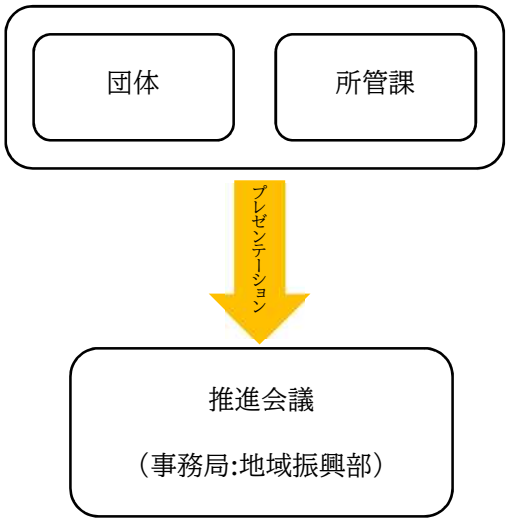

審査

審査方法・・書面及びプレゼンテーション

プレゼンテーションの実施者・・団体及び所管課

推進会議の任務・・審査基準に基づく採点及び提案事業実施に向けた助言

報告

仮審査を通過し、協議を終了した提案について推進会議に報告</td></tr>
<tr><td>採択決定・
結果公表
（9月～）</td><td>・選考結果を区長に報告し、区長が採択事業を決定
・推進会議による本審査の採点結果及び助言内容は、採択事業については公表、不採択事業は団体及び所管課に開示</td></tr>
<tr><td>詳細協議・
予算要求
（採択後）</td><td>・所管課と団体は、事業実施に向けて事業内容、予算等について詰めていく。
・地域振興部は、所管課とともに予算要求を行う。</td></tr>
</table>

3　課題提案の流れ

(1) 課題提案の募集（１１月～１２月）

・地域振興部は、区から提起する課題を各部（課）に調査する。

・地域振興部は、所管課からの課題提案内容を中間支援組織と共有する。

(2) 課題提案の公表（２月）

・地域振興部及び中間支援組織は、区から提起する課題をホームページ等で周知する。

(3) 相談（課題公表後）

・提案制度を検討する団体は、中間支援組織に相談する。

・中間支援組織は、提案団体が要件を満たしている場合は団体に提案書を作成させ、その後地域振興部につなぐ。

・その他の場合については、他制度の案内や別の組織につなぐなど、必要な対応を行う。

(4) 調整・提案（仮審査用）（４月）

地域振興部は、中間支援組織によりつながれた団体の提案について所管課、団体の３者で事前の確認を行い、団体は提案書を、所管課は意見書を地域振興部に提出する。

(5) 仮審査（事業スクリーニング）（６月）

団体から提出された提案書及び所管課からの意見書により、推進会議が提案事業の仮審査を行う。

(6) 協議

・地域振興部は、仮審査を通過した提案について、提案団体、所管課の調整を行い、３者で提案事業にかかる協議を十分に行う。

・十分な協議、調整の結果、提案団体及び所管課が提案制度による取組が困難と判断する場合は、協議を終了する。

・引き続き協議をする場合は、提案に向けた事業計画、予算について整理していく。

(7) 提案（本審査用）（７月中旬）

団体は、区との十分な協議の上、所管課を通じて提案書を地域振興部に提出する。

(8) 本審査・報告（８月下旬）

・書面及びプレゼンテーションにより総合的に審査を行う。

・プレゼンテーションは、団体及び所管課が実施し、審査は推進会議委員が行う。推進会議委員は、審査基準に基づき採点を行うほか、提案事業実施に向けた助言を行うこととする。

・仮審査を通過した提案事業のうち、提案制度による取組が困難と判断したものについては、地域振興部が調整の経緯、協議を終了した理由等を推進会議に報告する。

(9) 採択事業の決定・審査結果の公表（９月～）

・選考結果について区長まで報告し、区長が採択事業を決定する。

・推進会議による本審査の採点結果及び助言内容は、採択事業については公表し、不採択事業は団体及び所管課に開示する。

【課題提案の流れ】

<table>
<tr><td>課題提案の募集
(11月～12月)</td><td> 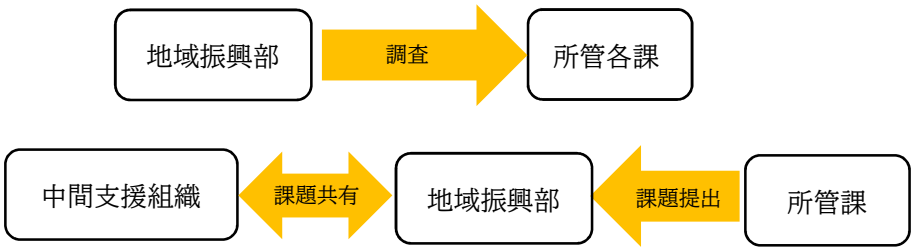
</td></tr>
<tr><td>課題提案の公表
(2月)</td><td>地域振興部･中間支援組織が区ホームページ等で周知</td></tr>
<tr><td>相談
(課題公表後)</td><td> 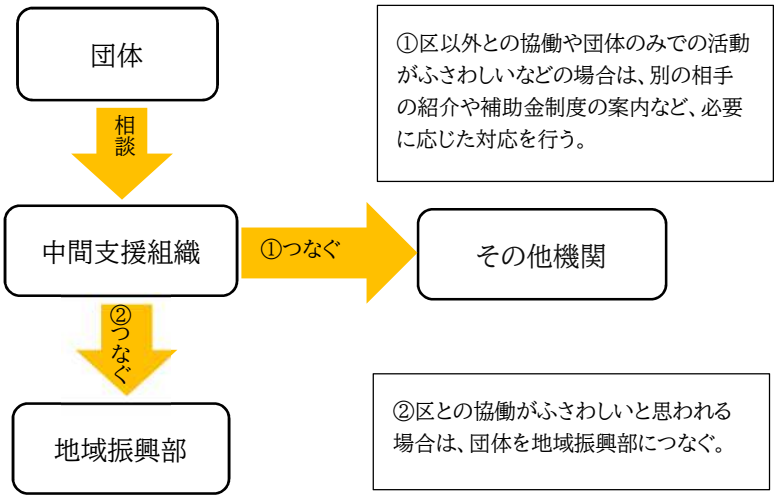
</td></tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>調整・提案
（仮審査用）
（4月）</td>
<td>
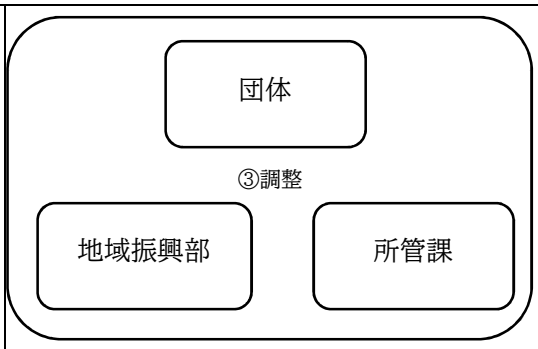

③地域振興部、所管課、団体の3者で事前の確認を行う。

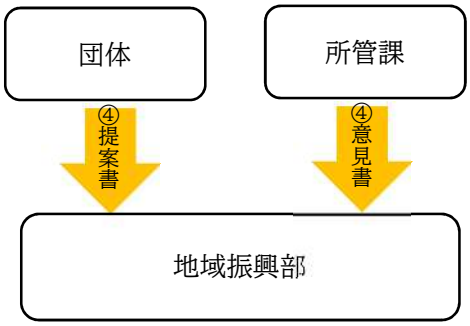

④団体は提案書を、所管課は意見書を提出する。
</td>
</tr>
<tr>
<td>仮審査
（事業スクリーニング）
（6月）</td>
<td>
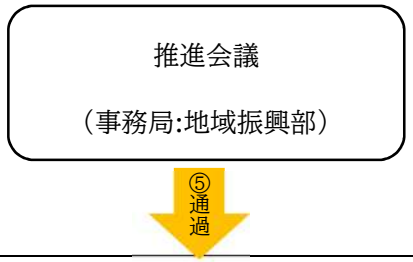

⑤推進会議は、提案事業について書面により事業候補を選出する。
</td>
</tr>
<tr>
<td>協議
（仮審査後）</td>
<td>
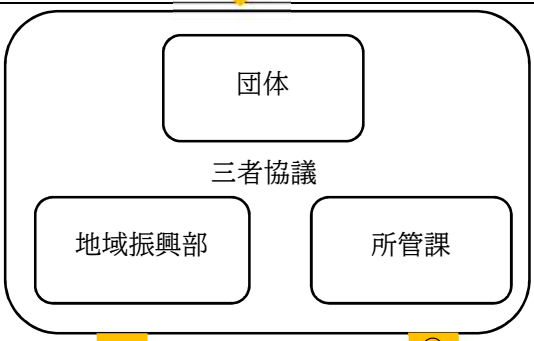

※⑥協議を進める場合は、提案に向けて事業計画、予算を整理

⑦十分な協議、調整の結果、提案制度による取組が困難と判断した場合は協議を終了する。

※協議が当該年度の提案期日までに終了しない場合は、翌年度の本審査に向けて協議を継続する。
</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><td>提案
（本審査用）
（7月中旬）</td><td> 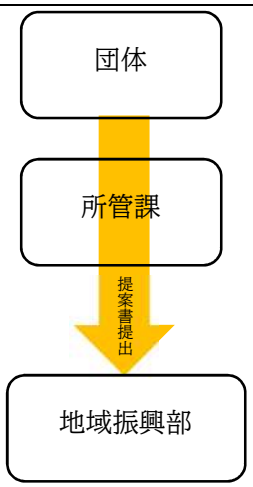

区との十分な協議の上、所管課を通じて協働担当に提案書を提出</td></tr>
<tr><td>本審査・
報告
（8 月下旬）</td><td> 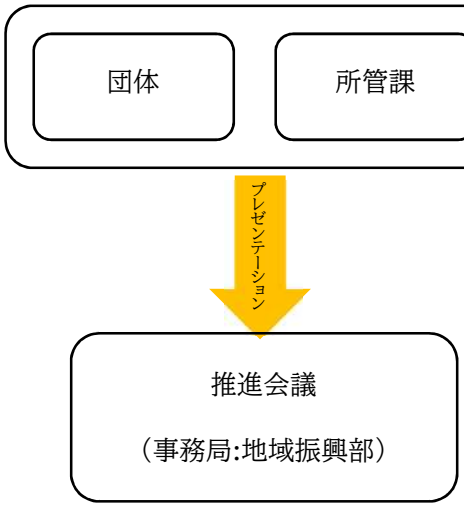

審査

審査方法‥書面及びプレゼンテーション

プレゼンテーションの実施者‥団体及び所管課

推進会議の任務‥審査基準に基づく採点及び提案事業実施に向けた助言

報告

仮審査を通過し、協議を終了した提案について推進会議に報告</td></tr>
<tr><td>採択決定・
結果公表
（9月～）</td><td>・選考結果を区長に報告し、区長が採択事業を決定
・推進会議による本審査の採点結果及び助言内容は、採択事業については公表、不採択事業は団体及び所管課に開示</td></tr>
<tr><td>詳細協議・
予算要求
（採択後）</td><td>・所管課と団体は、事業実施に向けて事業内容、予算等について詰めていく。
・地域振興部は、所管課とともに予算要求を行う。</td></tr>
</table>

３－６　採択数

３事業を目安とします。

３－７　選考基準

推進会議委員は、下記の基準に基づき、仮審査及び本審査を行い、総合的な評価により、事業を選定します。

項　目	評価・審査の視点
事業目的	・事業実施により達成しようとする目標や成果は明確か
	・地域課題（区民・地域ニーズ）の認識・分析は的確か
協働の必要性・効果	・問題解決のために協働という手法が必要か
	・相乗効果、波及効果、区民サービスの向上が期待でき、区が関わることが相応しい事業か
	・地域住民の参画が期待できるか
	・行政のノウハウの活用など、多様な役割が引き出されているか
実効性・計画性	・地域特性を考慮した事業内容か
	・団体の活動に基づいた、新しい視点と創意による事業内容か（単なる団体の活動内容の提案になっていないか）
	・団体に事業を遂行できる能力（意欲・責任等）があるか
	・事業を実施するうえで、団体として必要な知識や経験を有した適正な人員を確保できているか
	・事業計画、スケジュール、事業期間に問題はないか
公益性	・社会的公益性、地域課題の解決への取組は十分であるか
将来性	・事業に継続性があるとともに、制度適用期間後にわたる自主的な活動による発展性・将来性はあるか
	・事業を継続していくために、資金や人材の確保に努めているか
予算	・費用対効果の視点に立って予算を積算しているか

３－８　予算及び区負担経費

一事業当たり２００万円を上限とします。

経費については次のとおりとします。

費　目	費用の例
人件費 （区負担額の50%まで）	事業実施にかかる人件費、臨時的雇用　等
報償費	講師謝礼、指導員謝礼　等
委託料 （区負担額の40%まで）	印刷費、デザイン料、一時保育、警備、イベント設営費用等
交通費	人件費、報償費に伴う交通費（実費）　等
賃借料	会場使用料、器具使用料、駐車場使用料　等
消耗品費	文房具、用紙、プリンターインク　等
保険料	イベント保険、ボランティア保険　等
通信・運搬費	チラシ、資料の送付費用　等

３－９　事業評価

(1) 中間報告

提案団体は、事業実施年度ごとに一度、当該年度の事業の実施内容や成果を発表します。報告会は、公開で行います。

(2) 事業報告

提案団体及び所管課は、事業終了年度の翌年度に、実施事業の課題や成果について自己評価するとともに推進会議による評価を受けます。

４　今後の課題

(1) 令和５年度の提案制度

中間支援組織の開設日を考慮し、参考資料３のとおり運用します。

(2) 職員の意識啓発

協働に関する職員の意識啓発については、新規採用職員への研修を実施していますが、必要に応じその他の意識啓発についても検討していきます。

(3) 提案制度の進め方の見直しについて

今後、中間支援組織による区民、地域貢献活動団体、区、企業のコーディネーションが進んでいく中で、提案制度の募集、所管課との調整を中間支援組織が担うなど、提案制度の進め方を見直すことも検討していきます。

(4) 区民協働について

提案制度を含め、本区の区民協働の推進について、今後も検討していきます。

５　参考資料

１　協働事業提案制度の件数推移

年　度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4
説明会	20	8	16	5	8	15	7	16	10	11	-	9	-
事前相談	―	―	―	―	―	―	2	10	6	6	-	4	0
事前協議	―	―	―	―	―	―	1	8	3	4	-	2	-
提案事業	11	6	6	6	6	8	1	7	3	3	-	2	-
2次選考	6	4	3	4	4	5	1	5	2	3	-	2	-
採択事業	2	2	1	2	2	3	1	2	2	2	-	0	-
課題提案	1	1	1	2	3	2	1	1	3	1	2	3	1

備考1　平成22年度から令和4年度までの採択事業数（自由提案及び課題提案の合計件数）は 19 件

2　H27年度、H30年度は、採択された団体のうちそれぞれ1団体が辞退

3　平成22年度から令和4年度までに区から提起した課題の件数は22件

4　令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、募集中止

5　令和4年度は、課題提案のみ募集

２　江東区協働事業提案制度採択事業一覧

採択年度	提案団体	採択事業の名称	採択事業概要	◎事業担当課 ○事業関係課
H22	朗読の会 マザー・グース	スクリーンシアター上演事業	子供たちに戦争の怖さや悲惨さ、助け合って生きることの大切さを伝える紙芝居の絵をスクリーンに投影しながら、朗読劇を上演する。（会場は小学校等）	◎指導室 ○放課後支援課
	木場プレーパーク ぼうけん隊	プレーパーク（冒険あそび場）運営事業	子ども達が「生きる力」を育む豊かな外遊びを推進する、都立木場公園等におけるプレーパーク（冒険あそび場）事業。地域の大人が子どもたちの遊びを見守り、地域の子育て支援拠点ともなる。	◎子育て支援課 ○放課後支援課 ○水辺と緑の課
H23	東京都印刷工業組合江東支部	こうとうむかしばなし	江東区の昔から言い伝えられている伝統行事や、地場産業、さらに地域の名称など、親と子が共に興味を持てる地域に密着した題材の絵本を作り、その絵本の読み聞かせを行う場所に提供し、さらにホームページ上でも無償で提供をする事で、その絵本に触れやすくする。 そしてその絵本の読み聞かせを行う事で、子どもたちに興味を持たせ、さらに親に提供する事により、親と子がその絵本を通じ親子間のコミュニケーションを促進させる事を目的とする。	◎広報広聴課 ○文化観光課 ○指導室 ○江東図書館
	南砂線路公園の環境を守る会	公園を通した地域コミュニティ形成活動事業 ～区民がつながり守り育てる公園づくり～	身近な公園での住民参加による維持管理活動（公園の清掃、除草、花壇等の手入れ）を行い、地域のニーズに合った公園の有効活用に道を開き、住民にとって公園がより身近で親しみあるものとする。 南砂線路公園の定期的な維持管理活動を中心にしながら、ワークショップや様々なイベントを企画、実施し、公園を通した楽しいボランティア活動をより活発にして、地域の住民がつながりあう新たなコミュニティ活動の形成をはかる。	◎施設保全課 （（旧）水辺と緑の課） ○温暖化対策課 ○環境保全課 ○清掃リサイクル課
H24	こうとう親子センター	家庭訪問型子育て支援	子育て不安を解消し、児童虐待等を未然に防止する目的で、週1回2時間程度、無償のボランティアが家庭を訪問して、子育て支援を行う。年間を通して事務局・ビジター会議、講演会・養成講座等を行う。	◎子育て支援課 ○保健予防課

H25	朗読の会 マザー・グース	こども読書活動に関わる人材の育成	江東区における「こども読書活動」の輪を広げ、充実させることを目的に、こども読書活動に関心をもっている人を対象に、図書館、区民会館等で、1回90分（全4回）の出前講座を託児付きで開催し、ワークショップ形式で読み聞かせ方の基本的技術、本の選び方などを指導する。	◎江東図書館
	NPO法人 東京バリアフリーツアーセンター	江東区内災害時、歩行困難者・避難所のバリアフリー調査	江東区内における災害時避難所のバリアフリー調査を実施し障害者が避難できるか施設調査する。 調査した内容を基に避難所の施設情報を作成し、高齢者や障害者及び介助者が避難をし易くする。	◎防災課 ○障害者支援課 ○学校施設課
H26	NPO法人ことばの道案内	江東区内ことばの道案内作成・提供事業	視覚障害者及び視力の衰えた高齢者等のより安全な外出を支援し、社会参加を進めるため、公共施設へのことばの道案内を作成し、音声対応したインターネット環境で提供する。	◎障害者支援課 ○広報広聴課
	NPO法人 東京バリアフリーツアーセンター	江東区内「だれでもトイレ」の詳細情報の調査	江東区内の公園、駅、商業施設に設置されている「だれでもトイレ」を障害者当事者が調査し、その情報を分かりやすい形に再構築し、提供する。	◎まちづくり推進課 ○施設保全課 ○障害者支援課
H27	みどりネットKotoo	コミュニティガーデンによる花とみどりに彩られたまちづくりの推進	コミュニティガーデン活動（以下、CG活動）の普及、活性化に向け、①講座や緑のフェスティバルの開催②CG活動普及に向けたワークショップ・講演会の実施、パンフレットの作成を行い、花とみどりによるまちづくりの推進を図る。	◎施設保全課
	ママリングス	こうとう子育てメッセ	地縁のない区民や外国人等への子育て支援情報提供を目的に、「子育てメッセ」を開催する。実行委員会の参加を促すため、学習会を実施し、情報共有を図る。また、子育てガイドブック、マップ、リーフレット等を作成も行う。	◎子育て支援課
H28	一般社団法人 江東ウィズ	地域障害者交流事業 さるえ	障害を理解するきっかけづくりとして、障害の有無に関わらず共に楽しめ、交流できる事業（コンサート、ウォークラリー）を実施する。実施にあたり、区内の大学、高校、専門学校にボランティアの募集を呼びかけ、事業を通じてボランティアの育成を図る。また、1年目のボランティア参加者が2年目の事業の中心となっていくことで、ボランティアの定着を図り、事業が継続する体制づくりをする。 【2年実施事業】	◎障害者支援課

H29	NPO法人 外国語ボランティア・コートーク	在日外国人子女に対する学習・日本語支援事業 （名称変更） 日本語指導が必要な児童・生徒への学習・日本語支援事業	外国人子女（小・中学生）に対し、週1～2回無償で学校の授業の理解を助けるべく学習指導の補助、必要に応じて日本語指導を行う。学校の教室を借りて実施するが、支援は学校単位ではなく、希望児童全てを対象とし、要請により他校での出張実施や保護者と学校間の通訳支援なども行う。	◎指導室
	NPO法人 江東区の水辺に親しむ会	豊洲マリーナ（仮称）を利用した水辺のスポーツ／セーリングの啓発 （名称変更） 身近な水辺を利用したセーリングの啓発による地域活性化事業	バリアフリーをコンセプトに設計された安全で操作が簡単なアクセスディンギ（超小型ヨット）の乗船体験会を通じ、こどもから高齢者、障害者まで世代等の隔たりなく交流する機会を創出する。併せて水辺の安全教育の実施、マリンスポーツの普及及び海洋環境保全の啓発を図る。	◎地域振興課 ○スポーツ振興課 ○施設保全課 ○まちづくり推進課
H30	一般社団法人江東区薬剤師会	ブラウンバッグ推進活動	薬を多剤服用している患者等に対し、自宅にある薬（服用中及び過去に処方されたものなど）を薬局に持参するためのバックを配布する。そのバックの活用を図ることで、患者の残薬状況の確認が促進され、薬の飲み間違えの防止など安全性が担保される。また、患者の残薬を整理し、使用できる薬を活用することで、医療費削減につなげる。	◎医療保険課
R1	江東区文化観光ガイドの会	江東区のパブリックアートを活用した観光振興 （名称変更） パブリックアートを活用した観光振興	区内に設置されたパブリックアート（約80箇所）について、観光資源としての活用を図るため、現状の確認と作成経緯等を調査し、その情報を公開するほか、それらを活用した新たな観光ルートを開拓することで、江東区の更なる観光振興につなげる。	◎文化観光課 ○河川公園課 ○道路課 ○施設保全課
	一般社団法人 ママリングス	こどもの安心安全ネットワーク「脱孤育て®プロジェクト」～こども虐待0の街づくり～ （名称変更） 脱孤育て推進事業	地域で子育てを支えるより強固なネットワーク構築に向け、地域支援者向けの「こども虐待予防研修プログラム」を策定し、周知のためのシンポジウムを開催するほか、子育て応援マップの作成及び策定したプログラムの実施を通じ、「こども虐待0の街」を実現するための取組みを推進する。 【2年実施事業】	◎こども家庭支援課 ○青少年課 ○福祉課
R2	募集中止			
R3	採択事業なし			
R4	提案事業なし			

３　令和５年度の提案制度

（1）自由提案

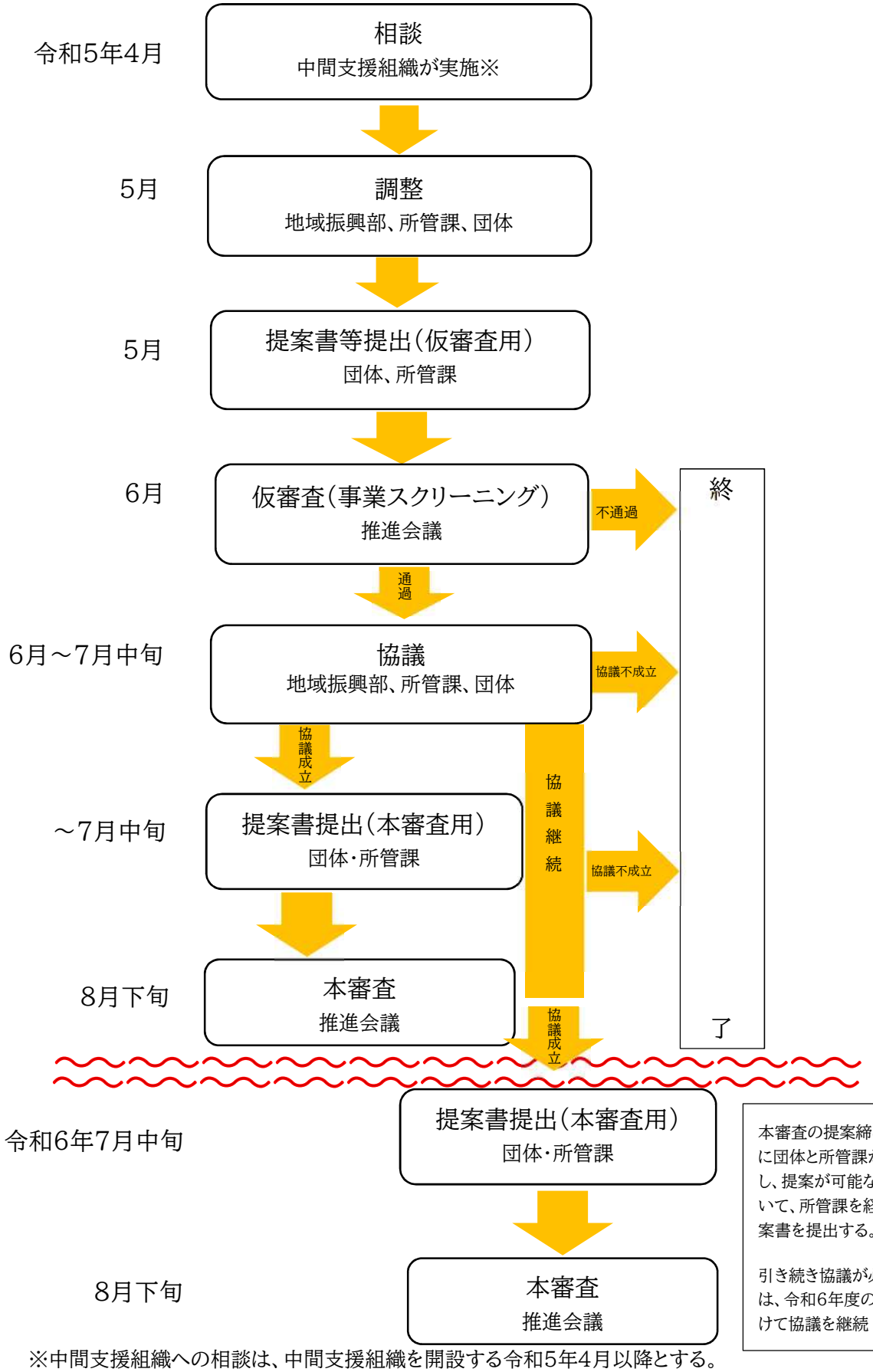

本審査の提案締め切りまでに団体と所管課が十分協議し、提案が可能なものについて、所管課を経由して提案書を提出する。

引き続き協議が必要な事業は、令和6年度の提案に向けて協議を継続

※中間支援組織への相談は、中間支援組織を開設する令和5年4月以降とする。

（2）課題提案

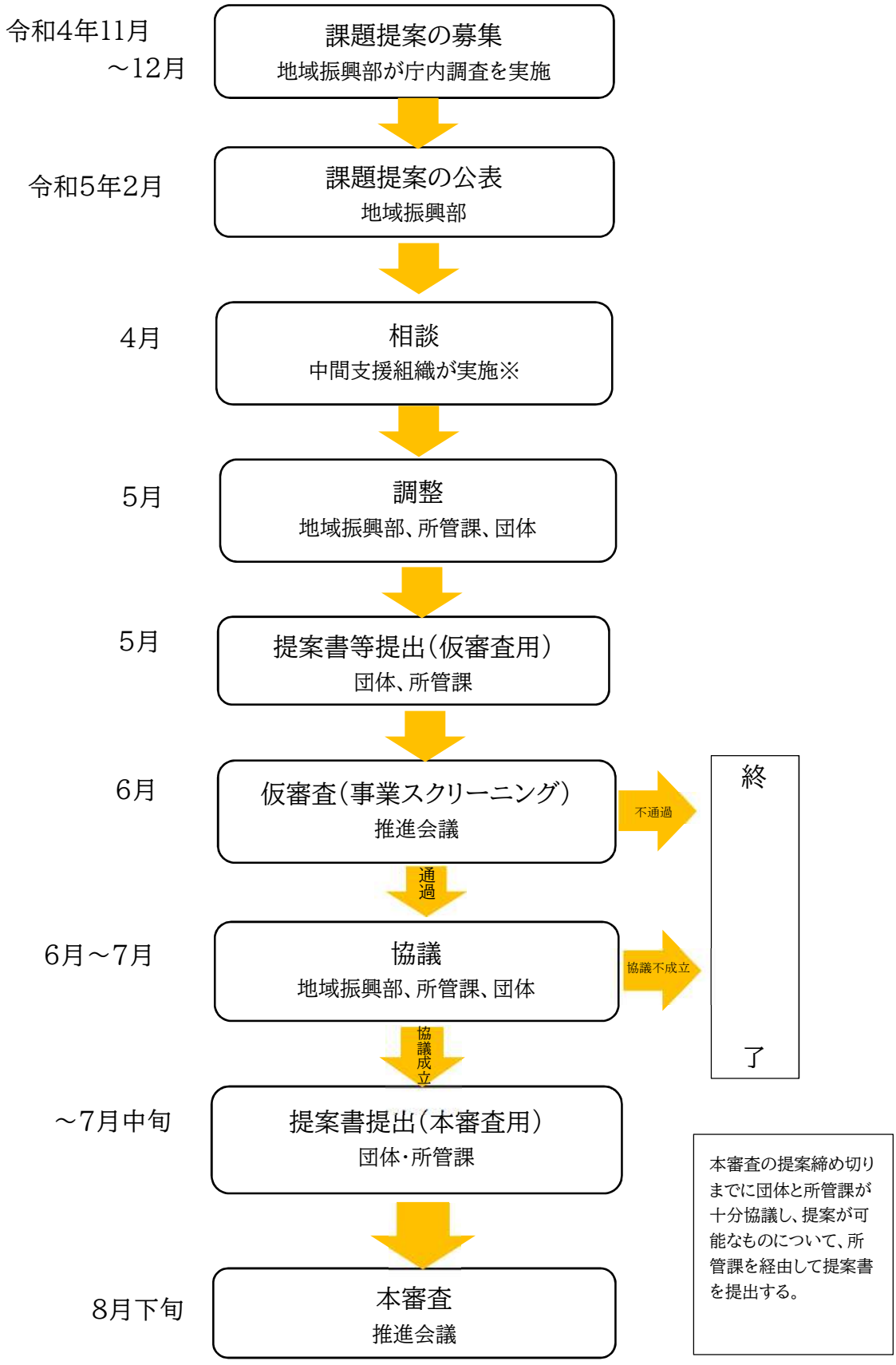

※中間支援組織への相談は、中間支援組織を開設する令和5年4月以降とし、それ以前は地域振興部を窓口とする。

４　名簿

（1）江東区区民協働推進会議委員

	氏名	所属
1	枝見 太朗	一般財団法人 富士福祉事業団 理事長
2	大島 隆代	早稲田大学 人間科学部准教授
3	新田英理子	一般社団法人SDGs 市民社会ネットワーク 事務局長
4	野村　充	公募委員
5	木村　千瑛	公募委員
6	中安 敬子	NPO法人マザーツリー自然学校 理事長
7	石塚 めぐみ	東京中小企業家同友会江東支部 副支部長
8	榎本　直樹	社会福祉法人 江東区社会福祉協議会 江東ボランティア・センター所長
9	山口　遥	公益財団法人 江東区文化コミュニティ財団 管理課長
10	堀田　誠	地域振興部長

（2）協働推進検討委員会・幹事会

【検討委員会委員】

1	委員長	地域振興部長	堀田　誠
2	副委員長	政策経営部長	長尾　潔
3	委員	総務部長	綾部　吉行
4		区民部長	老川　和宏
5		福祉部長	武越　信昭
6		障害福祉部長	岩井　健
7		生活支援部長	市川　聡
8		健康部長	北村　淳子
9		こども未来部長	油井　教子
10		環境清掃部長	石井　康弘
11		都市整備部長	炭谷　元章
12		土木部長	杉田　幸子
13		教育委員会事務局次長	杉村　勝利
14		江東区社会福祉協議会事務局長	伊東　直樹

【幹事会】

1	幹事長	地域振興部区民協働推進担当課長 （地域振興課長兼務）	加川　彰
2	副幹事長	政策経営部企画課長	大塚　尚史
3	幹事	政策経営部財政課長	保谷　俊幸
4		総務部総務課長	岩瀬　亮太
5		区民部区民課長	河野　佳幸
6		福祉部福祉課長	山崎　岳
7		障害福祉部参事（障害者施策課長事務取扱）	大江　英樹
8		生活支援部医療保険課長	堀　貴美子
9		健康部健康推進課長	干泥　功夫
10		こども未来部こども家庭支援課長	鳥谷部　森夫
11		環境清掃部温暖化対策課長	関戸　佳子
12		都市整備部都市計画課長	立花　信行
13		土木部参事（管理課長事務取扱）	伊藤　裕之
14		教育委員会事務局庶務課長	星名　剛
15		江東区社会福祉協議会事務局 総務課長	西野　裕音

５　要綱

(1) 江東区区民協働推進会議設置要綱

江東区区民協働推進会議設置要綱

平成２２年４月１日

２２江地地第３５１号

（設置）

第１条　江東区における町会・自治会、ボランティア、ＮＰＯ等団体や事業者とともに地域課題の解決に取り組む協働を推進するため、江東区区民協働推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 協働　江東区の地域課題の解決又は地域の発展について、町会・自治会、ボランティア団体、ＮＰＯ法人（特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人をいう。）、社会貢献活動を行う事業者その他の営利を目的としない公益的な活動を主体的に行う団体（以下「公益活動団体」という。）と区が、協力して取り組むことをいう。

(2) 協働事業提案制度　地域課題の解決又は地域の発展を図るために、公益活動団体から、区と協働で取り組む事業の提案を区長が受ける制度をいう。

（所掌事項）

第３条　推進会議は、次の事項について協議する。

(1)　協働事業提案制度による事業の選考及び評価に関すること。

(2)　協働を推進するための施策に関すること。

(3)　前２号に掲げるもののほか、区長が協働を推進するために必要と認める事項

（組織）

第４条　推進会議は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱又は任命する１５名以内の委員をもって構成する。

(1)　学識経験者

(2)　社会福祉法人江東区社会福祉協議会江東ボランティア・センター所長

(3)　公益財団法人江東区文化コミュニティ財団管理課長

(4)　公募により選任された区民

(5)　地域振興部長

(6)　前各号に掲げる者のほか、区長が必要と認める者

（任期）

第５条　委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の翌々年度末までとし、再任を妨げない。

２　委員の欠員により補充する委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第６条　推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

２　会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

４　会長及び副会長に事故のあるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（運営）

第７条　推進会議は、会長が招集する。

２　会長は、必要に応じて推進会議に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

（庶務）

第８条　推進会議の庶務は、地域振興部地域振興課において処理する。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

（任期の特例）

２　平成２５年度に委嘱される委員の任期は、第５条第１項の規定にかかわらず、委嘱の日から平成２６年度末日までとする。

(2) 江東区協働推進検討委員会設置要綱

江東区協働推進検討委員会設置要綱

令和３年９月１日

３江地地第７８１号

（設置）

第１条　区と区民及び公益活動団体との協働を推進する施策を総合的に検討するため、江東区協働推進検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　公益活動団体　町会、自治会、ボランティア団体、ＮＰＯ法人(特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人をいう。）、社会貢献活動を行う事業者その他の営利を目的としない公益的な活動を主体的に行う団体をいう。

(2)　協働　区、区民及び公益活動団体が、江東区の地域課題の解決又は地域の発展を目指して協力して取り組むことをいう。

(3)　中間支援組織　区、区民及び公益活動団体が協働をするに当たって、中立的な立場から、区、区民及び公益活動団体の仲介、調整等を行う組織をいう。

（所掌事項）

第３条　委員会は、次の事項について所掌する。

(1)　協働を推進する施策に関すること。

(2)　中間支援組織の具体的な役割、運営方法等に関すること。

(3)　前２号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項

（組織）

第４条　委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

２　委員長は、地域振興部長をもって充てる。

３　副委員長は、政策経営部長をもって充てる。

４　委員は、別表第１に掲げる者をもって充てる。

（運営）

第５条　委員長は、必要に応じて委員会を招集し、会務を総理する。

２　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

３　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

（幹事会）

第６条　委員会における協議に必要な事項を調査及び検討するため、委員会に幹事会を置くことができる。

２　幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。

３　幹事長は、地域振興部区民協働推進担当課長をもって充てる。

４　副幹事長は、政策経営部企画課長をもって充てる。

５　幹事は、別表第２に掲げる者をもって充てる。

６　幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し、会務を総理する。

７　幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会に幹事以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

（庶務）

第７条　委員会及び幹事会の庶務は、地域振興部地域振興課において処理する。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和３年９月１日から施行する。

（江東区協働推進中間支援組織検討委員会設置要綱の廃止）

２　江東区協働推進中間支援組織検討委員会設置要綱（平成２４年３月１９日２３江地地第２２６４号）は、廃止する。

別表第１（第４条関係）

総務部長、区民部長、福祉部長、障害福祉部長、生活支援部長、健康部長、こども未来部長、環境清掃部長、都市整備部長、土木部長、教育委員会事務局次長、江東区社会福祉協議会事務局長

別表第２（第６条関係）

政策経営部財政課長、総務部総務課長、区民部区民課長、福祉部福祉課長、障害福祉部障害者施策課長、生活支援部医療保険課長、健康部健康推進課長、こども未来部こども家庭支援課長、環境清掃部温暖化対策課長、都市整備部都市計画課長、土木部管理課長、教育委員会事務局庶務課長、江東区社会福祉協議会事務局総務課長

６　会議開催経緯

開催	会議体	主な議題
令和 3 年 9 月 14 日	令和 3 年度第 3 回 区民協働推進会議	・提案制度に関するアンケート結果報告 ・中間支援組織の検討経緯 ・見直しスケジュール
令和 3 年 9 月 22 日	令和 3 年度第 1 回協働推進検討委員会及び同幹事会	
令和 3 年 10 月 19 日	令和 3 年度第 2 回 幹事会	・提案制度の見直し及び中間支援組織の設置に関する検討事項の整理
令和 3 年 10 月 27 日	令和 3 年度第 2 回 協働推進検討委員会	
令和 3 年 11 月 11 日	令和 3 年度第 4 回 区民協働推進会議	
令和 3 年 12 月 21 日	令和 3 年度第 3 回協働推進検討委員会及び同幹事会	・提案制度の見直し及び中間支援組織の設置に関する素案の提示
令和 4 年 1 月 12 日	令和 3 年度第 5 回 区民協働推進会議	
令和 4 年 4 月 11 日	令和 4 年度第 1 回 幹事会	・提案制度の見直し及び中間支援組織の設置に関する素案の見直し案の提示
令和 4 年 4 月 19 日	令和 4 年度第 1 回 協働推進検討委員会	
令和 4 年 4 月 28 日	令和 4 年度第 1 回 区民協働推進会議	
令和 4 年 7 月 26 日	令和 4 年度第 2 回 幹事会	・提案制度の見直し及び中間支援組織の設置に関する案の提示
令和 4 年 8 月 24 日	令和 4 年度第 2 回 協働推進検討委員会	
令和 4 年 9 月 13 日	令和 4 年度第 3 回 区民協働推進会議	

江東区協働事業提案制度の見直しについて

令和４年９月

発行 江東区地域振興部区民協働推進担当

〒135-8383 江東区東陽 4-11-28

TEL：03-3647-9111（代表） FAX：03-3647-8441